絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等が確認されている。イヌワシ及びクマタカについては、本件区間内及びその周辺が行動圏であることから、サシバについては、営巣が確認されていることから、起業者は、専門家の指導助言を受け、低騒音・低振動型機械を使用するなど、生息環境の保全に配慮した施工を行うこととしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナンブワチガイソウ、センウズモドキ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、既に試掘調査が完了しており、記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第3種第3級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、土工バランスを重視した現道の北側を通過する申請案のほか、路線延長を重視したルート案について検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は取得必要面積が少ないこと、工事における土工バランスに優れること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は線形不良区間が多数存在し、交通事故も生じていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、住田町及び大船渡市から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　岩手県気仙郡住田町役場

○関東地方整備局告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局横浜国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　一号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
神奈川県足柄下郡箱根町湯本字山崎下一三九番二〇から同町湯本字山崎下一四一番七まで	〇・七五～七・三二メートル	〇・〇四五キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年三月二十日

○関東地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神奈川県足柄下郡箱根町湯本字山崎下一四二番一から同町湯本字山崎下一四六番四まで	前	六〇・〇七～六九・〇五メートル	〇・〇四二キロメートル
	後	六四・〇五～八三・五五メートル	〇・〇四二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	小田原市風祭字君田島六七番四地先から神奈川県足柄下郡箱根町湯本字山崎下一四六番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十一日

○関東地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	入間市鍵山一丁目一三六番二から同市河原町一二八四番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十日

○関東地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号